

かわごえ子育てプラン(後期計画)個別施策案

(平成21年7月17日現在)

1. 事業数

①再掲の事業を含めない実事業数

	事業数	拡充	継続	新規	検討中	重点施策
基本目標1	49	19	28	1	1	5
基本目標2	43	8	35	0	0	1
基本目標3	3	2	0	1	0	1
基本目標4	9	2	7	0	0	2
基本目標5	55	23	29	3	0	19
基本目標6	30	7	17	6	0	7
基本目標7	32	2	27	3	0	3
合計	221	63	143	14	1	38

②再掲の事業を含めた事業数

	事業数	拡充	継続	新規	検討中	重点施策
基本目標1	49	19	28	1	1	5
基本目標2	49	8	37	3	1	1
基本目標3	7	4	2	1	0	1
基本目標4	19	9	10	0	0	2
基本目標5	67	27	36	3	1	19
基本目標6	38	11	21	6	0	7
基本目標7	35	4	28	3	0	3
合計	264	82	162	17	3	38

2. 個別施策案

※網掛けは重点施策

基本目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1)子どもと親の健康の確保・増進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子保健地域組織育成事業	市民に対する母子保健の啓蒙普及を行い、地域にあった健康づくり活動を展開するためのリーダー的役割を担う保健推進員に対して、母子保健に関する情報提供・研修を実施する。	継続	健康づくり支援課
2	事故防止対策	健診・公民館等の依頼による育児教室、出前講座等様々な機会を生かして、子どもの事故防止についての啓発活動を実施する。	継続	健康づくり支援課
3	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。	拡充	健康づくり支援課
4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらおう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	拡充	健康づくり支援課
5	電話による健康相談	子どもと母の健康に関する相談について専用ダイヤルを設置し、相談に応じる。また、助産師による相談の機会を設け、不妊・更年期等の相談にも応じる。	継続	健康づくり支援課
6	2歳児親子歯科健診	2～2歳6か月を対象に歯科健診・おやつの話・ブラッシング指導を実施する。口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図る。	継続	健康づくり支援課
7	フッ化物塗布・洗口事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯ッピーフェスティバル・健康まつりでフッ化物塗布・洗口を実施する。また、保育所の5歳児クラスを対象にフッ化物洗口を行う。	継続	健康づくり支援課
8	乳幼児の予防接種	三種混合・ポリオ・麻疹風しん混合予防接種等法定予防接種について、個別、または集団により実施する。また、未接種者に対する接種奨励等の取り組みを行う。	拡充	健康づくり支援課
9	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見に努める。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	拡充	健康づくり支援課
10	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	健康づくり支援課

11	不妊に対する支援	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	継続	健康づくり支援課
12	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と一緒に受診票を発行し、妊娠中の異常の早期発見・妊婦の健康の保持・増進を図る。	拡充	健康づくり支援課
13	両親学級	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	拡充	健康づくり支援課
14	マタニティクッキング	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠期及びその後の食生活をより良くすることを目的とし、調理実習・指導、歯科指導を行うとともに、妊婦同士の交流の場として支援する。	継続	健康づくり支援課
15	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。	継続	健康づくり支援課
16	母子栄養食品の支給	低所得世帯の妊産婦・乳児に対し粉ミルクを支給し、併せて健康状態、育児状況の把握・指導を行う。	継続	健康づくり支援課
17	離乳食教室	4か月児健診時及び4～6か月児・6～8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	継続	健康づくり支援課
18	おやつと歯みがき教室	2歳6か月から4歳児とその保護者を対象におやつづくりを行うことで、おやつのあり方の興味を高めると同時に、口腔内の手入れのしかたについて指導を行う。	継続	健康づくり支援課
19	育児関連講座等への協力	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、子育てに関する講座を実施する。	拡充	健康づくり支援課
20	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	拡充	健康づくり支援課
21	小さく生まれた子どもを持つ親の会	小さく生まれた子どもを持つ保護者を対象に、子どもの成長の確認・育児支援及び育児不安の解消・親同士の交流の場の確保を図る。	継続	健康づくり支援課
22	ダウン症のある子どもを持つ親の会	ダウン症のある子どもを持つ保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	健康づくり支援課
23	食物アレルギーのある子どもを持つ親の会	食物アレルギーのある子どもを持つ保護者の会に、随時情報提供・育児不安の解消等の支援を行う。	継続	健康づくり支援課
24	すくすくクリニック	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	健康づくり支援課

※網掛けは重点施策

25	発育・発達クリニック	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	健康づくり支援課
26	子どものこころの健康相談	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	健康づくり支援課
27	多胎児をもつ親の会	多胎児をもつ保護者が、より専門的な育児の相談・保護者同士の情報交換等を行い、多胎児の育児をより楽しくプラス思考で行なえるよう支援する。	継続	健康づくり支援課
28	こども医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、こどもが医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	拡充	医療助成課
29	赤ちゃん広場	概ね5か月くらいまでの子を持つ母を対象に、仲間作り・情報交換の場を提供する。また育児に関する相談に対応し、不安の解消に努める。	新規	健康づくり支援課
30	こんにちは赤ちゃん事業《6-(1)-6へ移動》	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	新規	健康づくり支援課

1-(2)「食育」の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	保育園等における指導	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて指導を行う。	拡充	保育課
2	小・中学校への指導	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導を行う。	継続	教育指導課 学校給食課 教育研究所
3	地域の特色を活かした「食育」の実践活動	地場産農産物の食材を積極的に献立に導入し、指導資料等で学校、地域に情報を発信する。	継続	学校給食課
4	情報発信活動	食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士会等と連携しあい、健康まつり・歯ッピーフェスティバル等の場を通して情報発信活動を展開するとともに、食生活改善習慣のポスターを掲示する。	拡充	健康づくり支援課
5	乳幼児健診・相談時の栄養相談	乳幼児健診・相談の際に栄養士による相談コーナーを設け、個別的な栄養相談・教育を実施する。	拡充	健康づくり支援課
6	食生活改善推進員協議会の活動支援	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	継続	健康づくり支援課
7	地域活動栄養士会との協働	地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	拡充	健康づくり支援課

8	マタニティクッキング・離乳食教室・おやつと歯みがき教室・2歳児親子歯科健診での展開	妊婦・離乳期・幼児期を対象とした食に関する教室を開催し、望ましい食生活・食べることの楽しさ等食事を通じた健康づくり・「食べる力」を育む支援を行う。	拡充	健康づくり支援課
---	---	---	----	----------

1-(3) 思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	薬物乱用防止啓発	リーフレット等を配布するなど、啓発を図る。	継続	保健総務課 教育指導課
2	思春期保健相談	学校保健分野の関係機関と連携をとり、電話等による思春期相談を実施する。	継続	保健予防課 健康づくり支援課
3	子育て体験学習	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	(検討中)	健康づくり支援課
4	思春期健康教育	学校からの依頼により、生徒等を対象に性感染症予防の知識の普及、生命の大切さ・出産や育児の良好なイメージづくり等の健康教育を実施する。	拡充	保健予防課 健康づくり支援課
5	飲酒・喫煙防止対策	アルコールやたばこが子どもの健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター等により啓発活動を行うとともに、中学生の健康教育開催時に正しい知識の普及を行う。	継続	健康づくり支援課
6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	拡充	保健予防課

1-(4) 小児医療の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。	継続	保健医療推進課
2	休日急患・小児夜間診療事業	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間(土曜日を除く。)に小児科の診療を行う。	継続	診療所
3	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	継続	健康づくり支援課
4	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	健康づくり支援課

※網掛けは重点施策

5	結核児童療育給付	結核児童に対して、その児童の心身両面にわたる健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。	継続	健康づくり支援課
6	小児慢性特定疾患医療給付	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	健康づくり支援課

基本目標2:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-(1)次代の親の育成

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	男女平等教育研修会	教職員を対象に、男女共同参画社会の実現についての講演会を年1回開催する。	継続	教育指導課 教育研究所
2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
3	子育て体験学習(1-(3)-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	(検討中)	健康づくり支援課

2-(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小・中学校への指導(1-(2)-2の再掲)	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導を行う。	継続	教育指導課 学校給食課 教育研究所
2	子どもの情報提供事業	子どもたちの体験等の情報を提供するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」の発行する。	継続	生涯学習課
3	臨床心理士配置事業	教育総合相談センターに臨床心理士を配置し、学校からの要請に応え助言・援助したり、教育総合相談センターでの相談に助言したりする。	拡充	教育研究所
4	さわやか相談員配置事業	市内全中学校に川越市さわやか相談員を配置し、生徒や保護者、学区の小学校児童等の相談を受けたり家庭訪問を行ったりする。	継続	教育研究所
5	学校カウンセリング研修事業	教職員がカウンセリングに必要な理論や技法を身に付けるため学校カウンセリング初級・中級研修会を実施する。	継続	教育研究所
6	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
7	総合的な学習の時間の支援	学校や地域の特色を生かすとともに、探究的な活動が展開できるようにするために、総合的な学習の時間の研修会の充実を図り、指導資料等の作成を行う。	継続	教育研究所
8	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	拡充	教育研究所
9	指導方法の工夫改善、少人数学級	確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、きめ細かな指導を行う。また、中学校第1学年で、1学級概ね35人を超える学年に1学級増を行い、少人数学級にすることにより、授業や生活面等でよりきめ細かな指導を行う。	拡充	学校管理課 教育指導課
10	教育副読本の整備	小学校3、4年生の社会科の地域学習において活用する副読本を整備する。	継続	教育指導課

※網掛けは重点施策

11	中学生社会体験事業(2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2~3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
12	国際理解教育	小学校における英語活動や中学校における英語科の充実を図るために研修会の実施、指導資料等の作成を行う。	継続	教育研究所
13	情報教育	児童・生徒の情報活用能力を育成するため、情報教育について研修会を実施するとともに、コンピューター等情報機器の整備、指導資料等の作成を行う。	継続	教育研究所
14	土曜子ども体験	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
15	子ども博物館教室	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館
16	夏休み子ども体験	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや街並み見学ツアーなどを行う。	継続	博物館
17	昔の遊び	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
18	人権教育	市民一人一人の人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習の機会や情報の提供を行う。	継続	生涯学習課
19	人権啓発事業	人権意識の高揚と差別意識や偏見の解消に向けた啓発をさまざまな機会を利用し行う。	継続	人権推進課
20	学校部活動補助事業	小学校クラブ活動費、中・高・養護学校部活動費の補助を行う。	継続	教育指導課
21	公立学校施設の整備	学校施設の耐震性能の向上を図るとともに施設・設備等の改善改修を行う。	拡充	教育財務課
22	育児関連講座	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
23	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	継続	教育指導課
24	川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定し、施策を推進する。	拡充	教育指導課
25	学校図書館図書整備	文部科学省が示している「学校図書館図書標準」に基づく整備冊数を目標に、学校図書館図書の整備充実を図る。	拡充	教育指導課

26	小・中学生の読書活動の推進	小学校全学年を対象に、読書記録カードと認定証を配布し、6箇月で30冊の読書を目指して取り組むことにより読書活動を推進する。 中学校全学年を対象に、保護者・教職員等から募集した推薦図書に掲載した小冊子「小江戸中学生読書手帳～この本 読んだ？～」を配布し、読書活動の推進を図る。	継続	教育指導課
28	知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成 《削除》	学校への訪問指導等をとおして生きる力を育成する。	新規	教育指導課

2-(3)家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。さらに、不登校の児童生徒に対して学校復帰に向け指導や援助を行う。	継続	教育研究所
2	不登校児童生徒保護者セミナー	不登校児童生徒の保護者向けセミナーを開き、悩みを聴き、子どもへの関わり方の支援や情報の提供を行う。	継続	教育研究所
3	家庭教育学級	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
4	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館
5	総合型地域スポーツクラブ	青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした地域住民の自主的・自立的な運営による多目的・多世代型のスポーツクラブを設置・育成する。	拡充	市民スポーツ課
6	スポーツ少年団	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
7	学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
8	人材バンク	講師等ができる市民に登録してもらい、各学校や地域団体に活用してもらう。	継続	生涯学習課
9	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。	継続	生涯学習課
10	エコチャレンジファミリー認定事業	希望する家庭に電力量を測る機器を貸し出し、家族で省エネ活動に取り組んだ家庭を「エコチャレンジファミリー」として認定することにより、省エネの取り組みを広げ、地球温暖化防止に貢献できる子どもを育成する。	継続	環境政策課

11	市民環境調査	子どもを含めた市民による環境調査を実施し、環境の現状を把握するとともに、市民の環境に関する意識を高めていく。	継続	環境政策課
12	星空観察の集い	星空を観察するという身近な方法により大気の状態を調査し、子どもを含めた市民が大気環境と人間活動との関わりについて考える機会をつくる。	継続	環境政策課
13	環境展inさんばく	展示物やイベントを通じ、地球温暖化・省エネ・新エネ等に対する普及啓発活動を行うことで地球環境保全に意識の高い子どもを育成する。	継続	環境政策課
14	環境ふれあい教室 《削除》	川越市で行なっている水質や大気等の調査を実際に体験することにより、環境問題への関心を高めてもらう機会をつくる。	継続	環境保全課
14	夏休み親子リサイクル体験ツアー	ゴミの現状を理解し、ごみの減量や分別またリサイクルの大切さを認識してもらうために、小学生と保護者を対象に清掃センターなどの施設見学や廃材を利用した工作教室を行う。	継続	資源循環推進課
15	市民の森	自然に学び、自然とふれあえる場として市民の森を整備する。	継続	環境政策課
16	こどもエコクラブ	子どもたちが地域の仲間と一緒に、環境に関する学習や活動ができるよう支援する。	継続	環境政策課
17	エコチャレンジスクール	全校で環境にやさしい取組を通して学校版ISOを実施し、環境教育を行う。	継続	教育研究所

※網掛けは重点施策

基本目標3:子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3-(1)親の学びの機会の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	両親学級(1-(1)-13の再掲)	妊婦やその夫を対象とした教室で、妊娠・出産・育児についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また妊婦同士の交流を図り、父親の育児参加を支援する。	拡充	健康づくり支援課
2	育児関連講座(2-(2)-22の再掲)	育児に関する情報や、親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
3	家庭教育講座(2-(3)-4の再掲)	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館
4	市民との協働による父親育児講座	市民活動団体等との協働で、子育て中の父親を対象に、子育ての楽しさを実感し、育児への関心を高めるため、具体的に活用できる育児講座を実施する。	新規	子育て支援課

3-(2)親の社会参画の機会の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供すると共に、育児相談・親子遊びを行う。また、子育てに関する情報などを提供する。	拡充	保育課
2	家庭教育学級(2-(3)-3の再掲)	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
3	イベント等への参加促進	市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施する。	拡充	子育て支援課

※網掛けは重点施策

基本目標4: 仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4-(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ワークライフバランスに配慮した育児休業等の推進・啓発	事業主・従業員に対する、育児休業取得の推進や再雇用制度の普及等について、商工団体を通じての啓発やセミナーを開催する。	拡充	緊急地域経済対策室 男女共同参画課
2	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク川越の発行している求人情報を庁舎・出張所等に設置して、就業を希望する市民に対して情報提供を行う。	継続	緊急地域経済対策室
3	就職面接会	ハローワーク川越等と協力し、完全失業率が依然として高い若年者を主な対象とした合同就職面接会を開催する。	継続	緊急地域経済対策室
4	資格・技能情報の収集と提供	国や県などと連携し、資格や技能を取得できるよう情報収集して市民に提供する。	継続	緊急地域経済対策室
5	国・県の機関との連携	国や県などと連携し、求人情報の収集・提供、各種講座の開催、相談窓口の紹介・周知を図る。	継続	緊急地域経済対策室
6	労働基本調査	市内事業所の労働条件、福利厚生等の実態を把握するため定期的に調査を実施する。	継続	緊急地域経済対策室
7	労働相談	従業員、事業主を対象に労働相談を定期的に実施する。	継続	緊急地域経済対策室
8	一般事業主との連絡会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡会、講演会等を開催し、計画の円滑な実施を図る。	拡充	子育て支援課
9	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。	継続	女性会館

4-(2) 仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ファミリー・サポート・センター事業(5-(1)-8に掲載)	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	保育課
2	学童保育事業(5-(1)-1に掲載)	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充	教育財務課
3	病児・病後児保育事業(5-(1)-2に掲載)	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	拡充	保育課

※網掛けは重点施策

4	一時的(特定)保育事業(5-(1)-3に掲載)	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充	保育課
5	特定保育事業(5-(1)-4に掲載)	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	継続	保育課
6	法人立保育所への支援(5-(2)-7に掲載)	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	保育課
7	家庭保育室委託事業(5-(2)-8に掲載)	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	保育課
8	認可外保育施設への助成制度(5-(2)-9に掲載)	乳幼児(0、1、2歳児)を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	保育課
9	認可外保育施設等の認可化支援(5-(2)-10に掲載)	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	継続	保育課
10	幼稚園での預かり保育事業(5-(2)-11に掲載)	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	継続	保育課

基本目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	学童保育事業	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充	教育財務課
2	病児・病後児保育事業	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	拡充	保育課
3	一時的(特定)保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充	保育課
4	特定保育事業	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	継続	保育課
5	地域子育て支援センター事業	子育て等に関する相談や支援を行う。また、子育てサークルの育成や支援のほか、子育てに関する情報提供をする。	拡充	保育課
6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充	保育課
7	「つどいの広場」(3-(2)-1の再掲)	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供すると共に、育児相談・親子遊びを行う。また、子育てに関する情報などを提供する。	拡充	保育課
8	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	保育課
9	家庭児童相談 《基本目標5からは外し、6-(1)-2、6-(3)-9、7-(6)-2に掲載》	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。 (保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学支援委員会)	拡充	子育て支援課
10	女性のための相談事業 《6-(2)-12に移動》	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	継続	男女共同参画課

※網掛けは重点施策

5-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	拡充	保育課
2	延長保育事業	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	拡充	保育課
3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	保育課
4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。	拡充	保育課
5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。	拡充	保育課
6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。	拡充	保育課
7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	保育課
8	家庭保育室委託事業	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	保育課
9	認可外保育施設への助成制度	乳幼児(0、1、2歳児)を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	保育課
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	継続	保育課
11	幼稚園での預かり保育事業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	継続	保育課
12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	拡充	保育課
13	保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。	拡充	保育課
14	認定こども園	保育園と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、保育・幼児教育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる。	新規	保育課
15	家庭的保育事業(保育ママ)	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う。	新規	保育課

どんと協会の取り組み

5-(3)子どもの健全育成の取組

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	子どもに関する条例	未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人間として健やかに育つことができ、個性と主体性を尊重する子どもに関する条例について検討する。	継続	人権推進課 青少年課 子育て支援課 教育指導課
2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	継続	保育課
3	児童手当	小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給する(所得制限あり)。	継続	子育て支援課
4	幼稚園就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	継続	教育財務課
5	スポーツ少年団(2-(3)-6の再掲)	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
6	学校体育施設開放事業(2-(3)-7の再掲)	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小中学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
7	地域組織活動への研修	保健推進員に対し、母子保健に関する研修を実施する。また、他の団体からの教室依頼に協力する。	継続	健康づくり支援課
8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。	継続	青少年課
9	児童遊園	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	継続	青少年課
10	児童館機能の整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。	拡充	青少年課
11	青少年市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。	継続	青少年課
12	青少年団体	青少年団体を支援し、その活動の充実を図る。また、青少年団体が行う野外活動の財政的支援を行い関係機関との連携を図る。	継続	青少年課
13	「子ども110番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

14	青少年の体験活動事業	友好都市北海道中札内村を中心に中学生を対象とした体験学習、研修を行う少年の翼を実施する。小学生を対象にしたキャンプ、たこ作り、遊びを通じて仲間作りをする「わんぱく共輪国」などを支援する。	継続	青少年課
15	非行防止活動	少年指導センターにおいて、少年補導員を中心とした街頭補導活動を実施するほか、少年相談にも応じ、非行を未然に防ぐ活動を実施する。更に関係機関と連携し、サポート体制の強化を図る。	継続	青少年課
16	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて、不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
17	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。	拡充	生涯学習課
18	ブックスタート事業	健康づくり支援課が行う4か月児健診の際、乳児とその保護者に育児支援としてのメッセージを伝えながら絵本等の入ったブックスタートパックを手渡す。	継続	中央図書館
19	いないいないばあのおはなし会	乳幼児とその保護者を対象にわらべうたを中心にふれあい遊びを行う。乳幼児向けの絵本の紹介も行う。	継続	中央図書館
20	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	継続	生活福祉課
21	スチューデントサポーター派遣事業	学生ボランティアが家庭訪問等を通して不登校児童生徒に学習支援や相談活動等を行う。	継続	教育研究所
22	スクールボランティア(生徒指導推進委員)の配置	児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導・支援を行うための臨時職員を市内小・中学校に配置する。	新規	教育指導課

5-(4) 体験活動・交流の促進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越市PTA連合会活動	PTA活動をさらに充実するため、各小中学校のPTA役員向けに運営講座を行う。	継続	生涯学習課
2	子育て体験学習(1-(3)-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	(検討中)	健康づくり支援課
3	川越市子ども会育成者団体連絡協議会活動	子ども会育成団体の自主性を尊重しつつ、相互の連絡協力を図り、その向上発展を期するため、補助金を交付する。	継続	生涯学習課

4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	継続	学校管理課
5	中学生社会体験事業(2-1)-2の再掲	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2~3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
6	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	継続	高齢者いきがい課
7	体験学習(小学生対象)	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	継続	中央公民館
8	土曜体験教室(2-(2)-14の再掲)	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
9	子ども博物館教室(2-(2)-15の再掲)	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館
10	夏休み子ども体験(2-(2)-16の再掲)	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや和楽器の体験などを行う。	継続	博物館
11	昔の遊び(2-(2)-17の再掲)	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
12	海外姉妹都市交流事業	平和な社会を築くため、海外姉妹都市との交流を通じて、子どもたちの国際理解を深める。	継続	国際交流課

5-(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」(3-(2)-1の再掲)	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供すると共に、育児相談・親子遊びを行う。また、子育てに関する情報を提供などをする。	拡充	保育課
2	地域子育て支援センター事業(5-(1)-5の再掲)	子育て等に関する相談や支援を行う。また、子育てサークルの育成や支援のほか、子育てに関する情報提供をする。	拡充	保育課
3	保育所による地域子育て支援事業(5-(1)-6の再掲)	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充	保育課
4	子育てサークルへの出前講座	各地区公民館等で活動するサークルからの育児等に関する教室・相談等の要望に対し、保健師・保育士・栄養士等が出向き、協力する。	拡充	保育課 健康づくり支援課

※網掛けは重点施策

5	子育てサークルへの施設提供	子育てサークルへの活動の場の提供を行う。	継続	中央公民館
6	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	継続	中央公民館
7	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	継続	中央公民館
8	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を子育て支援ネットワークとして位置づけ、市内の子育て支援体制の連携を図る。	拡充	子育て支援課

5-(6)子育て情報提供の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達で作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。	拡充	保育課 健康づくり支援課
2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。(サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等)	拡充	保育課 健康づくり支援課

基本目標6:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6-(1)児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	養育支援訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門員の相談員等が訪問により実施する。	拡充	子育て支援課
2	家庭児童相談	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。	拡充	子育て支援課
4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループに保健師・臨床心理士が加わり開催する。保護者等が自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図り、児童虐待を予防する。(子育て支援課・児童相談所と連携)	継続	健康づくり支援課
5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	拡充	健康づくり支援課
6	こんにちは赤ちゃん事業 《1-(1)-30から移動》	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	新規	健康づくり支援課
7	周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と健康づくり支援課等が連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を積極的に把握し、訪問等により支援することにより、早期に育児不安等の軽減を図り、児童虐待の予防を図る。	新規	健康づくり支援課

6-(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。	拡充	子育て支援課
2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。	拡充	子育て支援課

3	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	継続	子育て支援課
4	児童扶養手当	父親がいない又は父親が重度の心身障害を持つ家庭で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
5	川越市遺児手当	父母のいない(父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む)義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。	継続	子育て支援課
6	母子生活支援施設すみれ館	母子家庭又はそれに準ずる事情にある家庭で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子共に入所させ、保護・指導を行うと共に自立を支援する。	継続	子育て支援課
7	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。(支給要件あり)	継続	医療助成課
8	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援事業(就業相談)、就業支援講習会開催(セミナー、パソコン講座)、就業情報提供及び母子家庭等地域生活支援事業(養育費専門相談)を行い、「就労支援」及び「養育費の確保」の両面から母子家庭の母等を自立(就労)に向け、総合的にサポートする。	新規	子育て支援課
9	ひとり親家庭生活支援事業	子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。	新規	子育て支援課
10	母子自立支援給付金事業	高等技能訓練促進費等支給事業:一定資格を取得するために養成機関において2年以上のカリキュラムを修業した場合、その全修業期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、修了時に高等技能訓練修了支援給付金(平成20年度以降入学者が対象)を支給する。 母子自立支援教育訓給付金事業:母子家庭の母が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。	新規	子育て支援課
11	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。	新規	子育て支援課
12	女性のための相談事業 《5-(1)-10から移動》	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	継続	男女共同参画課

6-(3)障害のある子どもの施策の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供することにより地域生活を支援する。	継続	障害者福祉課

2	緊急一時保護事業	保護者等の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害児(身障手帳1～3級、療育手帳(A～B))を一時的に保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図る。	継続	障害者福祉課
3	障害のある子どもへの補装具等の交付	障害児が日常生活を送る上で必要な補装具、日常生活用具等を交付(給付)する。(交付・給付要件あり)	継続	障害者福祉課
4	障害のある子どもへの各種手当の支給	在宅の障害児に在宅心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。(支給要件あり)	継続	障害者福祉課 子育て支援課
5	障害者相談支援事業	在宅の障害児(者)とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門のコーディネーターを配置し、無料で、総合的な相談に応じる。(相談支援委託事業所においても実施)	継続	障害者福祉課
6	紙おむつ給付事業	在宅で、失禁状態にあるため排泄の介護を必要としている3歳以上の障害児(身障手帳1・2級、療育手帳(A・A))に対し、紙おむつを一定金額内で現物給付することにより、経済的負担を軽減する。	継続	障害者福祉課
7	統合保育事業(5-(2)-3の再掲)	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	継続	保育課
8	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	継続	子育て支援課
9	家庭児童相談(6-(1)-2の再掲)	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充	子育て支援課
10	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	継続	教育研究所
11	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。	拡充	保育課
12	特別支援教育支援員(自立支援サポーター)の配置	障害のある子どもに対して学習支援を行う自立支援サポーターを学校からの要請に応じて派遣する。	継続	教育研究所
13	特別支援教育支援員(臨時指導員)の配置	一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。	継続	教育研究所
14	ダウン症児を持つ親の会(1-(1)-22の再掲)	ダウン症児の保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	健康づくり支援課

※網掛けは重点施策

15	すくすくクリニック(1-(1)-24の再掲)	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	健康づくり支援課
16	発育・発達クリニック(1-(1)-25の再掲)	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	健康づくり支援課
17	子どもこころの健康相談(1-(1)-26の再掲)	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	健康づくり支援課
18	自立支援医療(育成医療)給付(1-(4)-4の再掲)	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	健康づくり支援課
19	小児慢性特定疾患医療給付(1-(4)-6の再掲)	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	健康づくり支援課

※網掛けは重点施策

基本目標7:子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7-(1)良質な住宅・良好な居住環境の確保

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	地域優良賃貸住宅	子育て世帯等居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅について、事業者からの供給計画認定申請に基づき供給計画の認定を行う。	継続	住宅課
2	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯、母子世帯等居住の安定を図る必要がある世帯に対する優先的な取扱いを実施しているが、子育て世帯についても同様に取扱えるよう進めている。	継続	住宅課
3	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質(ホルムアルデヒド・クロルピルホス)による室内空気感染によって衛生上の支障が生じないよう、建築材料及び換気設備について審査を行う。	継続	建築指導課

7-(2)安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	歩行空間のバリアフリー化	幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。	継続	道路建設課 街路課 道路環境整備課
2	屋外広告物の撤去	良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反して設置される立看板等の簡易除却を実施する。	継続	都市景観課
3	生活道路における安全対策	道路区画線や交通安全看板を設置し、生活道路であることを強調することにより、通過車両の進入の抑制及び通行する際の徐行を促す。	継続	安全安心生活課
4	カーブミラーの整備	見通しの悪い交差点・カーブ等にカーブミラーを設置する。	継続	安全安心生活課
5	交通安全看板	交通安全上危険な交差点等に交通安全看板等を設置し、運転者等に注意を促す。	継続	安全安心生活課
6	道路照明灯	夜間における交通の安全と円滑化を図るため道路照明灯を設置する。	継続	安全安心生活課
7	信号機	交通の安全と円滑化を図る為、川越警察署と連携し、信号機の設置に向けた調整をおこなう。	継続	安全安心生活課
8	市内循環バス(川越シャトル) 《削除》	市内の主要な公共施設及び駅周辺等への交通手段として市内循環バス(川越シャトル)を運行する。	継続	都市交通政策課

7-(3)安全・安心なまちづくり

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	安全・安心な公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	継続	公園整備課
2	旅客施設、車両等のバリアフリー化	鉄道事業者が、駅施設のバリアフリー化をする際に、国・県と協調してエレベーター等のバリアフリー施設整備費を補助する。バス事業者が、ノンステップバスを導入する際に、国・県と協調してバス購入費を補助する。	継続	都市交通政策課
3	バリアフリー新法に基づく所要の措置	不特定多数の者が利用する建築物の出入口、廊下、トイレ等について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準に基づいて審査を行う。	継続	建築指導課
4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例(平成8年4月1日施行)、バリアフリー新法(平成18年12月20日施行)等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。市有施設の設計において、利用円滑化基準を遵守する。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計を推進する。	拡充	道路建設課 街路課 道路環境整備課 建築課
5	本庁舎における、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁舎において、こども用便座・床置き小便器・ベビーチェア等を設置する。	継続	管財課
6	防犯灯の整備	夜間の犯罪を予防するために、各自治会からの要望をもとに、防犯灯の新設及び修繕等を行い、安全で安心な防犯のまちづくりのための地域環境づくりを行う。	継続	安全安心生活課
7	赤ちゃんの駅	市内の公共施設のうち、授乳及びおむつ替等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	新規	子育て支援課

7-(4)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	拡充	安全安心生活課
2	児童の登校時の交通安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所に立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。	継続	安全安心生活課
3	シートベルトの着用 《削除》 7-(4)-7に統合	親水公園まつり等のイベントで、シートベルト衝撃体験を実施し、シートベルトの重要性を児童・生徒に体験認識させる。	継続	安全安心生活課

※網掛けは重点施策

3	交通安全推進団体への補助	交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。	継続	安全安心生活課
4	交通安全運動	川越市、川越警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	継続	安全安心生活課
5	放置自転車対策	自転車の放置の防止に関する指導及び啓発に努めるとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な生活環境を保持する。	継続	安全安心生活課
6	シートベルト、チャイルドシートの着用促進	着用が義務化されているシートベルト、チャイルドシートの着用促進を図る。	継続	安全安心生活課
7	安全・安心な通学路の確保	安全で安心な通学路の確保に努める。	新規	安全安心生活課 道路環境整備課 教育指導課
8	児童等の自転車乗車時のヘルメットの着用	改正道路交通法の施行により、自転車乗中の児童・幼児のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ヘルメットの着用促進を図る。	新規	安全安心生活課

7-(5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策	犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、ソフト・ハードの両面から総合的、効果的に地域の「領域性」や「監視性」を高めるための各種施策を展開する。	継続	安全安心生活課
2	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	継続	安全安心生活課
3	防犯意識の高揚 (犯罪情報・防犯情報の収集と提供)	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。 * 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	継続	安全安心生活課
4	安全な地域コミュニティの推進	地域における自主防犯活動をはじめとした各種活動への参画を促進し、支援することにより、安全で安心な地域コミュニティの推進を図る。 * 防犯パトロール用資機材等の提供	継続	安全安心生活課
5	防犯実技研修会	全市立学校教員を対象に、学校における防犯対策を、実技を通して行う研修会を実施する。	継続	教育指導課

6	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待・犯罪被害等の防止のため啓発活動を実施する。	継続	子育て支援課
7	「子ども110番の家」(5-3)-13の再掲	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

7-(6)被害に遭った子どもの支援の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	犯罪被害者支援推進協議会への補助	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	継続	安全安心生活課
2	家庭児童相談(6-(1)-2の再掲)	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会(6-(1)-3の再掲)	川越市要保護対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護等虐待防止対策を講じる。	拡充	子育て支援課

3. 重点施策案

基本目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1)子どもと親の健康の確保・増進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
3	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。	拡充	健康づくり支援課
9	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見に努める。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	拡充	健康づくり支援課
10	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	健康づくり支援課
20	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	拡充	健康づくり支援課
28	こども医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、こどもが医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	拡充	医療助成課

基本目標2:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-(3)家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
4	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館

基本目標3:子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3-(2)親の社会参画の機会の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供すると共に、育児相談・親子遊びを行う。また、子育てに関する情報などを提供する。	拡充	保育課

基本目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4-(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ワークライフバランスに配慮した育児休業等の推進・啓発	事業主・従業員に対する、育児休業取得の推進や再雇用制度の普及等について、商工団体を通じての啓発やセミナーを開催する。	拡充	緊急地域経済対策室 男女共同参画課
8	一般事業主との連絡会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡会、講演会等を開催し、計画の円滑な実施を図る。	拡充	子育て支援課

基本目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	学童保育事業	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充	教育財務課
2	病児・病後児保育事業	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	拡充	保育課
3	一時的(特定)保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充	保育課
5	地域子育て支援センター事業	子育て等に関する相談や支援を行う。また、子育てサークルの育成や支援のほか、子育てに関する情報提供をする。	拡充	保育課
6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充	保育課
8	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	保育課

5-(2)保育サービスの充実

1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	拡充	保育課
3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	保育課
4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。	拡充	保育課
5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。	拡充	保育課
6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。	拡充	保育課
7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	保育課
9	認可外保育施設への助成制度	乳幼児(0、1、2歳児)を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	保育課
12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	拡充	保育課
13	保育サービス評価の仕組の導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。	拡充	保育課

5-(3)子どもの健全育成の取組

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
10	児童館機能の整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。	拡充	青少年課
17	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。	拡充	生涯学習課

5-(6)子育て情報提供の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達で作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。	拡充	保育課 健康づくり支援課
2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。(サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等)	拡充	保育課 健康づくり支援課

基本目標6: 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6-(1)児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	養育支援訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門員の相談員等が訪問により実施する。	拡充	子育て支援課
2	家庭児童相談	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。	拡充	子育て支援課
6	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	新規	健康づくり支援課

6-(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。	拡充	子育て支援課
2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。	拡充	子育て支援課

6-(3)障害のある子どもの施策の充実

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
11	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。	拡充	保育課

基本目標7:子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7-(3)安全・安心なまちづくり

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例(平成8年4月1日施行)、バリアフリー新法(平成18年12月20日施行)等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。市有施設の設計において、利用円滑化基準を遵守する。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計を推進する。	拡充	道路建設課 街路課 道路環境整備課 建築課
7	赤ちゃんの駅	市内の公共施設のうち、授乳及びおむつ替等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	新規	子育て支援課

7-(4)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	拡充	安全安心生活課